

○北海道防衛局次長等の専決及び代決に関する達

北海道防衛局達第5号

改正 平成21年3月31日北海道防衛局達第2号
改正 平成24年4月6日北海道防衛局達第2号
改正 平成25年3月21日北海道防衛局達第1号
改正 平成26年3月31日北海道防衛局達第3号
改正 平成27年3月6日北海道防衛局達第1号
改正 平成27年10月2日北海道防衛局達第9号
改正 平成28年6月1日北海道防衛局達第3号
改正 令和3年3月29日北海道防衛局達第3号
改正 令和3年6月28日北海道防衛局達第14号
改正 令和5年3月31日北海道防衛局達第2号
改正 令和6年11月7日北海道防衛局達第9号

北海道防衛局次長等の専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局次長等の専決及び代決に関する達

(通則)

第1条 北海道防衛局(帯広防衛支局を除く。)における専決及び代決は、別に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(定義)

第2条 この達において「専決」とは、当該事項について北海道防衛局長(以下「局長」という。)の委任に基づき、常に代わつて決裁することをいい、「代決」とは、当該事項について権限を有

する者が出張、休暇その他の理由により不在の場合、臨時的に代わって決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 次長の専決事項は、特に重要又は異例に属するものを除き、別表第1のとおりとする。

2 部長の専決事項は、重要又は異例に属するものを除き、別表第2のとおりとする。

(代決)

第4条 代決を行うことができる者は、別表第3のとおりとする。

ただし、局長が別途定めた場合においては、この限りでない。

2 代決を行った者は、代決に係る事項について必要と認めるときは、速やかに当該事項について権限を有する者に報告しなければならない。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日北海道防衛局達第2号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日北海道防衛局達第2号)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日北海道防衛局達第1号)

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日北海道防衛局達第3号)

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月6日北海道防衛局達第1号)

この達は、平成27年3月6日から施行する。

附 則 (平成27年10月2日北海道防衛局達第9号)

この達は、平成27年10月2日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日北海道防衛局達第3号)

この達は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日北海道防衛局達第3号)

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 28 日 北海道防衛局達第 14 号）
この達は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 北海道防衛局達第 2 号）
この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 7 日 北海道防衛局達第 9 号）
この達は、令和 6 年 11 月 7 日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係）

号数	事 項
1	法令、告示及び通達の解釈
2	局務についての企画立案及び総合調整
3	依頼、照会、通達、通知、回答、証明及び協議の実施
4	防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁 び公印廃止訓令第36号）第7条の規定による公印作成（改刻）届及届の提出
5	前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

別表第 2（第 3 条第 2 項関係）

1 各部に関する事項

号数	事 項
1	法令、告示及び通達の解釈
2	所掌事務についての企画、立案及び調整

3	法令、規則及びこれに準ずる通達等の周知
4	調査、統計の作成及び報告並びに資料の収集及び送付
5	依頼、照会、進達、通知、回答、証明及び協議の実施
6	陳情等の処理
7	登記の囑託
8	道路法、河川法等の規定に基づく占用に関する事務
9	自衛隊の立入制限施設等への立入申請
10	自衛隊に属する航空機への搭乗依頼
11	定例報告の提出
12	工事設計図、仕様書、予定価格の基礎となる積算価格内訳書明細書その他設計の根拠を示す書類の作成
13	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の3の規定による監督官の指名及び通知
14	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の4の規定による検査官の指名及び通知

2 総務部に関する事項

号 数	事 項

- 1 局書式の制定及び改正
- 2 人事院規則 9 - 24 (通勤手当) 第 4 条第 1 項の規定による通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の決定又は改定
- 3 人事院規則 9 - 54 (住居手当) 第 6 条第 1 項の規定による住居届に係る事実の確認及び住居手当の決定又は改定
- 4 人事院規則 9 - 80 (扶養手当) 第 4 条第 1 項の規定による扶養届に係る事実の確認及び扶養手当の認定
- 5 人事院規則 9 - 89 (単身赴任手当) 第 8 条第 1 項の規定による単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の決定又は改定
- 6 児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令 (平成 24 年防衛省訓令第 13 号) 第 2 条の規定による児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務
- 7 給与の留守宅渡及び扶養親族に関する届出の特例手続に関する訓令 (昭和 35 年防衛庁訓令第 39 号) に基づく事務
- 8 防衛省職員の健康管理に関する訓令 (昭和 29 年防衛庁訓令第 31 号) 規定による健康診断の実施
- 9 昇給等の実施報告
- 10 叙位叙勲の上申に係る刑罰等調書及び戸籍抄本の市町村長への交付依頼
- 11 自衛隊記念日に実施する永年勤続者表彰の被表彰者の推

薦

- 12 防衛省永年勤続者表彰受賞資格者予定数の報告
- 13 局のレクリエーション事業計画に基づくレクリエーションの実施
- 14 恩給等の請求に係る書類の審査及び送付
- 15 公務災害者に係る補償額等の支給及び通知
- 16 公務災害者に係る補償の実施状況及び福祉事業の実施状況の報告並びに療養、障害及び遺族等の現状報告
- 17 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「国有財産取扱規則」という。）第19条第2項及び第3項の規定による他の各省各庁の使用の承認。ただし、庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産に限る。以下第18号から第35号まで同じ。
- 18 国有財産取扱規則第19条第4項の規定による防衛大臣への報告
- 19 国有財産取扱規則第20条の規定による部局間の使用及び処理後の防衛大臣への報告
- 20 国有財産取扱規則第21条第4項及び第5項の規定による一般の使用等の許可
- 21 国有財産取扱規則第21条第6項の規定による防衛大臣への報告及び所轄財務局長への通知

- 22 国有財産取扱規則第22条第2項の規定による所轄財務局長への通知及び引継ぎ
- 23 国有財産取扱規則第22条第3項の規定による用途廃止及び所轄財務局長への通知
- 24 国有財産取扱規則第23条の規定による譲与又は第24条の規定による売払い後の所轄財務局長への通知
- 25 国有財産取扱規則第27条の規定による所轄財務局長等との協議
- 26 国有財産取扱規則第28条の規定による一般の使用等許可の所轄財務局長への通知
- 27 国有財産取扱規則第29条の規定による防衛大臣への報告
- 28 国有財産取扱規則第30条第2項の規定による価格評定の民間精通者等への評価依頼
- 29 国有財産取扱規則第33条の規定による国有財産の異動に係る防衛大臣への報告
- 30 国有財産取扱規則第34条の規定による調査又は測量のための立入通知
- 31 国有財産取扱規則第35条第2項の規定による境界確定後の防衛大臣への報告
- 32 国有財産取扱規則第36条第2項の規定による台帳記録事務

- 33 国有財産取扱規則第37条の規定による台帳附属図面の整備等
- 34 国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和34年大蔵省訓令特第6号。以下「宿舎事務取扱準則」という。）第14条第1項の規定による合同宿舎貸与要求書の所轄財務局長への提出
- 35 宿舎事務取扱準則第15条の規定による所轄財務局長への転任等の通報
- 36 所得税法（昭和40年法律第33号）第225条第1項第3号及び第9号に規定する支払調書並びに第226条第1項に規定する源泉徴収票の提出に係る事務
- 37 歳出予算の繰越をする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続きについて（蔵計第2355号。平成10年9月22日）第1の2（3）に基づく繰越額確定計算書に係る事務
- 38 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第116条第1項及び第2項の規定による出納官吏等の帳簿金庫の検査の実施に係る事務
- 39 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の届出
- 40 情報収集等活動費取扱要綱（令和3年1月1日）第4の規定による出納事務取扱者の指定
- 41 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第9条に規定する競争参加資格審査申請書の受理に係る事務

42	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（平成28年通知防整施第6939号）の規定による入札状況の報告等
----	-------------------------------------------------------------------------------

3 企画部に関する事項

号 数	事 項
1	航空法第99条第2項の規定による米海兵隊の実弾射撃訓練に伴う航空情報の提供
2	「防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。以下「補助金等事務取扱規則」という。）」第6条の規定による事情変更の場合の報告
3	補助金等事務取扱規則第9条の規定による事務処理状況の報告
4	障害防止対策工事に関する関係法令等の規定に基づく関係行政機関及び地方公共団体等に対する通知、申請、協議及び届出等
5	自動騒音測定装置設置に係る土地の使用許可及び賃貸借契約期間の更新申請等
6	飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第89号。以下「移転補償等実施訓令」という。）第4条の規定による建物等調書の作成
7	移転補償等実施訓令第7条第1項の規定による建物等の所有者等との協議

8	移転補償等実施訓令第12条の規定による土地調書及び土地境界確認書の作成
9	移転補償等実施訓令第15条第1項の規定による土地の所有者等との協議
10	立木竹の買取補償について（通達）（令和2年3月30日防地防（事）第145号。以下「立木竹の買取補償通達」という。）第4項の規定による立木竹調書の作成
11	立木竹の買取補償通達第6項の規定による所有者との協議
12	移転補償等実施訓令第21条の規定による移転補償金及び土地買収代金等の支払報告
13	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「租税特措法施行規則」という。）第17条第1項第3号ホに規定する証明書の交付
14	租税特措法施行規則第22条の4第1項第3号ホに規定する証明書の交付
15	建物等移転補償額及び土地買収価額の鑑定依頼

4 調達部に関する事項

号数	事項
1	防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令

第66号。以下「取得等訓令」という。) 第5条第1項の規定による幕僚長等
が策定する予算概算要求書への技術的協力

- 2 取得等訓令第5条第2項の規定による技術的協力を行った内容の送付
- 3 取得等訓令第8条第3項の規定による取得等要求機関の長との連絡調整
- 4 取得等訓令第11条の規定による取得等要求機関の長との協議
- 5 取得等訓令第13条の規定による取得等要求機関の長との連絡調整
- 6 取得等訓令第18条の規定による部隊施工工事の実施者への技術的協力
- 7 取得等訓令第23条の規定による施行受託機関からの工事完成通知の受理及
び完成の確認
- 8 取得等訓令第28条第1項及び第2項の規定による防衛大臣への工事契約締
結報告書の提出及び取得等要求機関の長への写しの送付
- 9 取得等訓令第30条第1項の規定による整備計画局長への工事完成状況報告
書の提出及び取得等要求機関の長への写しの送付
- 10 取得等訓令第31条第2項の規定による取得等要求機関の長との調整
- 11 取得等訓令第32条の規定による供用事務担当官から提出される工事完成前
の使用申請の受理
- 12 取得等訓令第32条の規定による供用事務担当官との工事完成前の施設の使用
についての協議及び許可
- 13 取得等訓令第34条の規定による取得等要求機関の長への技術的協力及び意見

14	工事の実施細目（平成28年通知防整技第7167号。以下「通知」という。） 第3の規定による取得等要求機関の長及び地方協力局長が行う予算概算要求書等の資料作成に係る技術的協力
15	通知第5の規定による工事完成物件及び財産の取り壊し時の国有財産登録資料の作成
16	通知第6の規定による工事受注者の工事成績の考査
17	通知第7、第8及び第9の規定による委託工事の実施に係る手続
18	通知第10の規定による部隊施工・部隊外注工事に対する意見
19	通知第11の規定による取得等要求機関の長との連絡及び調整
20	建設工事に関する関係法令等の規定に基づく関係行政機関及び地方公共団体等に対する通知、申請、協議及び届出等
21	工事成績評定要領について（平成28年通知防整技第7160号）の規定による 評定結果の受注者への通知、公表及び工事成績評定の整備計画局長への報告
22	技術業務委託における受注者の業務成績評定について（平成28年通知防整技第7185号）の規定による評定結果の受注者への通知及び公表

5 管理部に関する事項

号数	事項
1	合衆国軍隊の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号。以下「事故

- 賠償省令」という。) 第4条第2項の規定による損害賠償請求書の送付
- 2 事故賠償省令第5条第1項の規定による賠償担当官への通知及び事故発生証明書を取付け
 - 3 事故賠償省令第8条第2項の規定による支払報告書の作成及び送付
 - 4 事故賠償省令第11条の規定による請求者への通知
 - 5 事故賠償省令第15条第2項の規定による見舞金の支払完了の報告
 - 6 土地等中間補償の処理に関する訓令(平成19年防衛省訓令第101号)第3条の規定による所有者等への損害発生通知
 - 7 土地等中間補償の処理に関する訓令第5条の規定による土地等中間補償確認調書の作成
 - 8 土地等中間補償の処理に関する訓令第11条の規定による補償台帳の作成等事務
 - 9 自衛隊の訓練等に必要制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令(平成19年防衛省訓令第63号。以下「制限水域設定等訓令」という。)第9条第2項の規定による同意書又は合意書取付け後の通知
 - 10 自衛隊法第105条第1項の規定による北海道知事への漁船の操業制限等についての意見照会文書の送付

- 11 制限水域設定等訓令第10条の規定による関係漁業者への漁船の操業制限等の通知等
- 12 制限水域設定等訓令第11条の規定による関係漁業者への漁船の操業制限等の解除又は変更の通知等
- 13 制限水域設定等訓令第15条第2項の規定による補償額決定通知書の当該申請者（関係知事経由）への送付
- 14 制限水域設定等訓令第26条第1項の規定による漁業補償処理報告及び関係知事への通知
- 15 制限水域設定等訓令第20条の規定による関係漁業者への漁業権等の行使制限等の通知等
- 16 制限水域設定等訓令第26条第2項の規定による漁業補償処理報告
- 17 地方自治法（昭和22年法律第67号）別表第1に掲げる法定受託事務（自衛隊法第105条第4項、第5項及び第6項関係事務）に係わる地方公共団体の長に対する地方公共団体委託費の通知
- 18 地方自治法（昭和22年法律第67号）別表第1に掲げる法定受託事務（自衛隊法第105条第4項、第5項及び第6項関係事務）に係わる地方協力局長への地方公共団体委託費支出内訳明細書の写しの送付
- 19 駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号。以下「駐留軍制限水域等訓令」という。）第5条の規定による都道府県知事への協力依

頼

- 20 駐留軍制限水域等訓令第6条第1項の規定による権利者への漁業権等行使制限の通知
- 21 駐留軍制限水域等訓令第7条の規定による権利者への漁業権等行使制限の取消、変更又は解除の通知
- 22 駐留軍制限水域等訓令第14条の規定による補償金支払の報告
- 23 駐留軍制限水域等訓令第16条の規定による都道府県知事への漁船の操業制限等通知
- 24 駐留軍制限水域等訓令第17条の規定による都道府県知事への漁船の操業制限等取消、変更又は解除の通知
- 25 駐留軍制限水域等訓令第26条の規定による補償金支払の報告及び都道府県知事への通知
- 26 漁業補償等処理事務費の執行について（地補第4134号。20.3.31）別紙記第8の規定による関係漁業協同組合等への演習通報等協力依頼
- 27 漁業補償等処理事務費の執行について（地補第4134号。20.3.31）別紙記第9の規定による地方協力局長への漁業補償等処理事務費執行状況報告
- 28 特別損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第64号。以下「特別損失補償処理訓令」という。）第3条の規定による損失補償申請書（写）の送付

- 29 特別損失補償処理訓令第6条の規定による損失補償決定通知書（写）の送付
- 30 特別損失補償処理訓令第8条第2項の規定による損失補償支払完了報告及び市町村長への通知
- 31 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第90号。以下「損失補償処理訓令」という。）第2条第2項の規定による損失補償申請書（写）の送付
- 32 損失補償処理訓令第7条第2項の規定による損失補償支払完了報告及び市町村長への通知
- 33 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第10条の規定による申請
- 34 国有財産法第12条の規定による所管換で大臣間協議を要する事案の内協議。ただし、庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産に係るものを除く。以下第31号から第82号まで同じ。
- 35 国有財産法第18条第6項及び同法第19条に起因する債権発生に関する事務
- 36 国有財産取扱規則第10条第1項第1号及び第4号に規定する土地又は建物の取得。ただし、同規則第26条に基づくものに限る。
- 37 国有財産取扱規則第11条の規定による土地及び建物以外の財産の取得

- 38 国有財産取扱規則第14条の規定による所管換。ただし、同規則第26条に基づくものに限る。
- 39 国有財産取扱規則第16条の規定による所属替
- 40 国有財産取扱規則第17条の規定による用途変更
- 41 国有財産取扱規則第18条の規定による移築又は改築
- 42 国有財産取扱規則第19条第1項の規定による他の各省各庁の使用の承認
- 43 国有財産取扱規則第19条第2項及び第3項の規定による他の各省各庁の使用の承認並びに同条第4項の規定による防衛大臣への報告
- 44 国有財産取扱規則第20条の規定による部局間の使用及び処理後の防衛大臣への報告
- 45 国有財産取扱規則第21条第1項の規定による一般の使用等の許可。ただし、同規則第26条に基づくものに限る。
- 46 国有財産取扱規則第21条第4項及び第5項の規定による一般の使用等の許可並びに同条第6項の規定による防衛大臣への報告及び所轄財務局長等への通知
- 47 国有財産取扱規則第22条第1項の規定による用途廃止。ただし、同規則第26条に基づくものに限る。
- 48 国有財産取扱規則第22条第2項の規定による所轄財務局長等への通知及び引継並びに同条第3項の規定による用途廃止及び所轄財務局長等への通知

- 49 国有財産取扱規則第23条の規定による譲与又は第24条の規程による売払い後の所轄財務局長等への通知
- 50 国有財産取扱規則第27条第1項の規定による所轄財務局長等との協議
- 51 国有財産取扱規則第28条の規定による一般の使用等の許可の所轄財務局長等への通知
- 52 国有財産取扱規則第29条の規定による防衛大臣への報告
- 53 国有財産取扱規則第30条第2項の規定による価格評定の民間精通者等への評価依頼
- 54 国有財産取扱規則第33条の規定による国有財産の異動に係る防衛大臣への報告
- 55 国有財産取扱規則第34条の規定による調査又は測量のための立入通知
- 56 防衛施設の隣接地所有者等からの境界証明願いに関すること
- 57 国有財産取扱規則第35条第2項の規定による境界確定後の防衛大臣への報告
- 58 国有財産取扱規則第36条第2項の規定による台帳記録事務
- 59 国有財産取扱規則第37条の規定による台帳附属図面の整備等

- 60 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号。以下「国有財産取扱訓令」という。）第6条第1項の規定による国有財産供用通知書の供用事務担当官への送付
- 61 国有財産取扱訓令第7条第3項及び第4項の規定による国有財産仮供用の仮供用事務担当官との協議及び通知書の送付
- 62 国有財産取扱訓令第8条第2項の規定による国有財産供用廃止通知書の供用事務担当官への送付等
- 63 国有財産取扱訓令第11条第3項の規定による使用許可の供用事務担当官との協議
- 64 国有財産取扱訓令第12条の規定による使用許可書の交付
- 65 国有財産取扱訓令第13条の規定による使用許可の供用事務担当官への通知
- 66 国有財産取扱訓令第14条第3項の規定による飛行場部外者使用状況の所轄財務局長等への通知及び防衛大臣への報告
- 67 国有財産取扱訓令第15条の規定により同訓令第11条第3項、第12条、第13条及び第14条第3項の規定を準用する場合の事務
- 68 国有財産取扱訓令第17条第1項及び第2項の規定による供用事務担当官への依頼及び協議

- 69 国有財産取扱訓令第23条第2項の規定による供用事務担当官への送付
- 70 防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令（平成19年防衛省訓令第78号。以下「普通財産取扱訓令」という。）第9条の規定による所轄財務局長への引継ぎ
- 71 普通財産取扱訓令第14条の規定による各省各庁の使用承認の防衛大臣への申請
- 72 普通財産取扱訓令第15条の規定による部局間の使用承認の地方協力局長への申請
- 73 普通財産取扱訓令第16条の規定による使用の承認
- 74 普通財産取扱訓令第21条第3項の規定による増減又は異動に係る事項の通知
- 75 普通財産取扱訓令第23条の規定による台帳記載事項に著しく異動が生じた場合の所轄財務局長への通知
- 76 普通財産取扱訓令第24条第2項の規定による財産受渡証書副本の防衛大臣への送付
- 77 普通財産取扱訓令第25条の規定による普通財産取得報告書の防衛大臣への送付
- 78 普通財産取扱訓令第29条の規定による普通財産処分通知書の所轄財務局長への通知等
- 79 他省庁所属国有財産の継続使用等の協議及び申請並びに使用承認後の供用事務担当官への通知

- 80 駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第75号。以下「民公有土地等の引渡し等訓令」という。）第6条第1項、第5項及び第7項の財産引渡通知書等の受領権者への送付
- 81 民公有土地等の引渡し等訓令第13条第1項及び第2項並びに第14条第2項に規定する国有財産の利用調査に係る事務
- 82 民公有土地等の引渡し等訓令第18条の規定による国有財産利用あつせん状況の地方防衛局長への報告
- 83 民公有土地等の引渡し等訓令第24条第2項の規定による入札状況報告書等の地方防衛局長への提出
- 84 民公有土地等の引渡し等訓令第31条の規定による工事完成報告書の作成及び地方防衛局長への提出
- 85 民公有土地等の引渡し等訓令第34条第2項の規定による地方公共団体の長への所在が不明な所有者に係る申請依頼
- 86 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第7条の規定による台帳価格等の通知及び第8条の規定による価格の修正通知
- 87 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。）第8条第3項の規定による実施計画書の作成及び第10条第1項の規定による変更実施計画書の作成（1件につき10,000㎡までの土地若しくは2,000㎡までの建物の購入及び有償所管換並びに土地及び建物以外のもので各区分ごとの

見積価格が2,000万円までの有償所管換若しくは500万円までの購入並びに500万円までの補償又は使用に限る。)

88 国有財産台帳の価格改定に関する評価要領について（平成23年財理第4670号）第3の1（1）の規定による土地の評価及び行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について（昭和33年蔵管第1号）第4節第2の3の規定による使用料の算定の資料となる仮の固定資産税評価額の提出依頼

89 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律110号）第4条第1項、在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて（平成13年財理第1322号。以下「提供国有財産取扱通知」という。）第1の2（1）及び第6の3の規定による提供国有財産の一時使用の申請、承認、報告及び使用承認後の供用事務担当官への通知

90 提供国有財産取扱通知第1の規定による国有財産の提供、返還及び使用承諾に係る通知

91 国有財産法第10条第1項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条の2の規定に基づく実地監査に係る資料の提出

92 国有財産法第10条第1項の規定に基づく調整に係る報告

93 国有財産法第10条第1項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第3条の2の規定に基づく実地監査結果に係る措置状況等の報告

- 94 測量法（昭和24年法律第188号）第26条の規定による測量標の使用及び同法第30条第1項の規定による測量成果の使用に係る国土地理院長への申請並びに同法第36条の規定による国土地理院長への公共測量実施計画書の提出
- 95 測量法第40条第1項の規定による国土地理院長への公共測量成果等の提出
- 96 林野庁測定規定第45条の規定に基づく所轄森林管理局長等との境界標併用協定書締結に関する事
- 97 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年度防衛庁訓令第118号）第42条、第44条及び第45条第1項の規定に基づく防衛大臣への報告
- 98 国家公務員宿舎法第4条第2項宿舎の設置計画に関する事務について（平成14年財理第2814号）別添の第2の1及び2（1）の規定による所轄財務局長への中期整備予定調書等の提出
- 99 庁舎等の取得等予定の調整について（昭和49年蔵理第2394号）別添の第2の1及び2（1）の規定による所轄財務局長への中期整備予定調書等の提出
- 100 取得等訓令第27条第2項の規定による民公有財産の供用
手続
- 101 駐留軍の用に供する土地等の買収等の手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第98号）第4条の規定による土地等の買収予定通知等

- | | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 102 | 駐留軍の用に供する土地等の買収等の手続に関する訓令第5条の規定による土地等買収調書の作成 |
| 103 | 駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第76号。以下「賃借等処理訓令」という。）第4条の規定による地方公共団体等の長に対する協力依頼 |
| 104 | 賃借等処理訓令第5条第1項及び第6条第1項の規定による同意事務 |
| 105 | 賃借等処理訓令第7条第1項の規定による所有者等への使用通知 |
| 106 | 賃借等処理訓令第8条の規定による所有者等への使用廃止等通知 |
| 107 | 賃借等処理訓令第9条の規定による関係各省庁の地方支分部局の長への依頼 |
| 108 | 賃借等処理訓令第21条第3項の規定による土地等の所有者等への工事代行承認の通知 |
| 109 | 賃借等処理訓令第22条第2項の規定による土地等の所有者等への移転代行承認の通知 |
| 110 | 賃借等処理訓令第23条第2項の規定による土地等の所有者等への宅地造成承認の通知 |
| 111 | 賃借等処理訓令第24条の規定による土地等調書の作成等 |
| 112 | 賃借等処理訓令第28条の規定による土地等補償調書の作 |

成等

- 113 賃借等処理訓令第30条の規定による分割物件全部移転補償調書の作成等
- 114 賃借等処理訓令第31条の規定による残存財産損失補償調書の作成等
- 115 賃借等処理訓令第32条の規定による測量（調査）による損失補償調書の作成等
- 116 賃借等処理訓令第33条の規定による使用の廃止等による損失補償調書の作成等
- 117 賃借等処理訓令第34条の規定による隣接財産の損失補償調書の作成等
- 118 賃借等処理訓令第50条の規定による財産使用確認書及び財産使用見込書の作成等
- 119 賃借等処理訓令第53条の規定による所有者等への土地建物等形質変更通知
- 120 賃借等処理訓令第55条の規定による賃（転）貸人への賃借契約期間更新依頼等
- 121 賃借等処理訓令第58条の規定による貸付解除に伴う損失補償の通報
- 122 駐留軍の用に供する土地の地役権等設定等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第100号）第3条の規定による同意書等の取付け

123	駐留軍の用に供する土地の地役権等設定等に関する訓令第4条の規定による地役権等設定調書の作成
124	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第14条第5項第5号及び第5号の6に規定する証明書の交付

別表第3（第4条第1項関係）

当該事項について 権限を有する者	代 決 者
局 長	次長（次長不在の場合は当該事項を所掌する部長）
次 長	当該事項を所掌する部長
総 務 部 長	総務課長
企 画 部 長	企画部次長（企画部次長不在の場合は地方調整課長）
調 達 部 長	調達部次長（調達部次長不在の場合は調達計画課長）
管 理 部 長	業務課長
課 長	課長の指定する者
事 務 所 長	事務所次長